

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成17年1月11日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉  
宮城県監査委員 中 沢 幸 男  
宮城県監査委員 阿 部 徹  
宮城県監査委員 日 向 則 子

## 記

### 1 監査委員の報告日

平成16年10月29日

### 2 通知のあった日

宮城県知事 平成16年12月6日

宮城県教育委員会委員長 平成16年12月8日

### 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

#### (1) 税務課

##### イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお依然として収入未済があったので、県税事務所の収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理についても、迅速で効率的な滞納状況の把握と徴収事務の総合管理を図るため、税務総合オンラインシステムの改善等を推進する必要がある。

##### ロ 措置の内容

滞納縮減対策事業を着実に実行し収入促進と収入未済の発生防止を図るとともに、税務総合オンラインシステムの操作性の改善や操作研修の充実に努め、システムの活用による効率的な債権管理を図ることとした。

#### (2) 税務課

##### イ 監査委員の報告の内容

自動車税に係る督促状の発付において、なお遅延が認められたので、改善を図る必要がある。

##### ロ 措置の内容

自動車税の督促状発付については、事務処理の効率化などを検討の上、改善を図ることと

した。

(3) 大河原県税事務所(旧大河原地方県事務所)

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(4) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(5) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(6) 仙台北県税事務所(旧仙台地方県事務所)

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

□ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(7) 古川県税事務所(旧古川地方県事務所)

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

□ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(8) 迫県税事務所(旧迫地方県事務所)

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

□ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(9) 気仙沼県税事務所(旧気仙沼地方振興センター)

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。また、収入未済に係る債権管理においても、滞納整理及び資力調査等で不十分なものが認められたので、滞納者の所得及び資産調査等を徹底し、差押等の法的手段を含め適切な徴収対策を講じ、一層の税収の確保を図る必要がある。

□ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手に取り組み、滞納処分の強化並びに促進を図り、県税債権の確保を図るとともに、より一層の滞納額の縮減を図ることとした。

(10) 男女共同参画推進課

イ 監査委員の報告の内容

補助金交付要綱において、補助額を定めていない不備が認められたので、早期に改善し、事務管理の徹底を図る必要がある。

ロ 措置の内容

宮城県各種女性団体連絡協議会補助金交付要綱を平成16年9月1日付けで一部改正し、補助額について新たに規定して早急に改善した。

(11) 食産業・商業振興課

イ 監査委員の報告の内容

地場産業等活性化事業補助金返還金において、収入未済があったので、収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

収納促進について

会社の資産・資力がほとんどなく、強制執行等の手段がとれないので、定期的に債務者を訪問し支払いを求めた。

収入未済の発生防止対策について

すでに、平成15年7月に「補助事業実施マニュアル」を作成し、補助事業の採択に際しては、財務状況等の審査を徹底させるとともに、事業者への事前説明の徹底と、中間報告会の実施により補助事業の適切な執行に努めることとした。

(12) 仙台地方振興事務所（旧塩釜漁港事務所）

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約の繰越において、工事費及び事務費の不適切な事務処理が認められたので、事務管理の徹底と今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

定期的に「部内工事・経理担当者会議」を開催するなど、工事請負契約に関する確認体制を整備強化し、適正な事業執行に努めることとした。

(13) 都市計画課

イ 監査委員の報告の内容

土地区画整理事業に係る貸付金及び延滞金の償還金において、収入未済があったので、収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

組合は保留地処分金による返済を原則としているため、建売などによる新たな保留地販売計画や事業計画見直しにより販売促進を図るよう指導しているが、特に停滞している組合への保留地処分以外での償還も考えるよう助言している。また、既に収入未済となった組合に

対しては、速やかに債権保全のために抵当権設定の手続きを行うよう通知している。

(14) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

住宅使用料において、収入未済を解消する努力がみられるものの、収入未済が増加しているため、収納促進と収入未済の発生防止対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

口座引落しの促進、文書・電話等による納入催告、悪質滞納者に対する法的措置などの対策に加え、特に長期滞納を抑止するため、短期滞納者に重点を置いた個別訪問指導を実施し、収納促進と収入未済の発生防止に取り組む。

(15) 義務教育課

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、補助金の確定及び精算の遅延が認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 補助金については、補助金等交付規則等を遵守するとともに、進行管理表を作成し、適切な事務処理に努めることとした。